

「地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費」

<平成30年度決算額>

(歳入)

地方消費税交付金(社会保障財源化分)

131,230 千円

(歳出)

社会保障4経費その他社会保障施策に要する主な経費

1,256,842 千円

【「社会保障4経費その他社会保障施策に要する主な経費」の内訳】

(単位:千円)

区分(事業名)		平成30年度 決算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	地方消費税 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	特別医療支給費	113,922	53,355		11,008	8,485	41,074
	自立支援制度事業費	416,432	311,328			17,995	87,109
	障害者医療助成事業	13,059				2,236	10,823
	小計	543,413	364,683	0	11,008	28,716	139,006
社会保険	国民健康保険事業 (事務費・人件費繰出を除く)	114,530	67,234			8,098	39,198
	後期高齢者医療事業 (事務費繰出・事務費負担等を除く)	260,094	45,057			36,817	178,220
	介護保険事業 (事務費・人件費繰出を除く)	280,445	2,242			47,632	230,571
	小計	655,069	114,533	0	0	92,547	447,989
保健衛生	予防接種事業	46,317	32			7,924	38,361
	母子保健事業費	12,043	110			2,043	9,890
	小計	58,360	142	0	0	9,967	48,251
合計		1,256,842	479,358	0	11,008	131,230	635,246

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、社会保障4経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に要する経費に充てるものとされている。

(注)「社会保障4経費」・・・制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費

※「社会福祉」・「社会保険」・「保健衛生」の「地方消費税交付金(社会保障財源化分)」は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分している。